

令和5年度 被扶養者の再認定について

1. 概要

当組合では医療費等の適正化に向け、被扶養者の収入や居住など生計維持の状況をあらためて確認する再認定を法令等に基づいて毎年実施しています。今年度は10月初旬に各被保険者に次のイ～ハの書類一式を勤務先担当課経由でお届けします。(※)

- イ. 健康保険被扶養者確認調書
- ロ. 現況届(令和5年度 被扶養者再認定用) ※PDF版⇒[こちら](#)
- ハ. パンフレット ※PDF版⇒[こちら](#)

つきましては、パンフレットに沿って同確認調書の記載内容のご確認及び必要事項をご記入のうえ、証明書類を添付して勤務先担当課へご提出いただくようお願いします。

なお、次項2.～4.では確認調書の記載例や添付する証明書類、留意点についてご案内します。

※再認定の対象者は、令和5年4月1日現在で18歳以上の被扶養者(ただし、令和4年9月1日以降に認定された被扶養者を除きます。)です。該当する被扶養者がいない場合は書類のお届けはありません。また、任意継続被保険者の被扶養者は年齢制限に限らず対象外としていますので同じく書類のお届けはありません。

2. 確認調書の記入例

(1) あらかじめ記載されている内容に訂正が無く、被扶養者の削除も無い場合の記入例 ⇒ [こちら](#)

(2) あらかじめ記載されている内容に訂正がある場合の記入例 ⇒ [こちら](#)

※訂正がある場合は、被保険者証の訂正再発行が必要です。当組合ホームページに掲載している「[被扶養者諸変更・訂正届](#)」に当該被扶養者の被保険者証を添付のうえ勤務先担当課を経由して当組合に提出してください。

(3) 被扶養者の削除が必要な場合の記入例 ⇒ [こちら](#)

※被扶養者が勤務先の健康保険に加入している場合や、当組合の被扶養者認定基準を満たさない場合は、被扶養者からの削除が必要です。当組合ホームページに掲載している「[被扶養者異動届](#)」に当該被扶養者の被保険者証を添付のうえ勤務先担当課を経由して当組合に提出してください。(被扶養者の削除日は削除理由の発生日となります。)

【削除が必要な例】

- ・被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者となった。
- ・被扶養者が被扶養者認定基準を超える収入を得るようになった。
- ・被扶養者が結婚し、その生計を維持する者が変更となった。
- ・夫婦共働きでこれまでは自分の収入が配偶者より多かったため子供等を被扶養者としていたが、後に夫婦間の収入が逆転した。
- ・離れて生活する被扶養者に対して生活費を毎月送金していたが、これを止めることになった。
- ・被扶養者認定基準において同居が要件である被扶養者と同居しないこととなった。
- ・被扶養者が日本国内に住所を有しなくなった。(国内居住要件の例外に該当する場合を除く。)

3. 添付する証明書類

(1) 被保険者との続柄、同居別居、居住場所(国内・海外)に当てはめた添付証明書類の確認表は次のとおりです。

配偶者が被扶養者である場合はこちらの表で確認してください ⇒ [こちら](#)

配偶者が被扶養者ではない場合はこちらの表で確認してください ⇒ [こちら](#)

(2) 上記(1)の確認表における「現況届」「収入証明」「送金証明」は次の書類です。(パンフレット「4.」の記載内容と同じ)

【 現況届 】

現況届は今回の確認調書に同封しています。現況届の被保険者証記号・番号、被保険者名、及び次のA～Cの該当する項目について、現況届の案内に沿って記入してください。

- A 夫婦共働き等の理由で、配偶者が被扶養者ではない場合
- B 被扶養者が被保険者の海外赴任への同行や海外留学などで海外居住の場合
- C 被扶養者が配偶者または子以外(父母、兄弟姉妹、孫等)の場合

※ Aに該当の場合は被扶養者が複数人でも現況届は1枚添付してください。

BまたはCに該当し記入欄が足りないときは現況届をコピーして使用してください。

【 収入証明 】

①	収入がない場合 ⇒	非課税証明書写し
②	パート等の勤労収入がある場合 ⇒	直近3か月分の給与明細書または給与支払証明書の写し ※支給日・支給総額・受給者(フルネーム)・支払者の記載必須
③	失業給付またはその他給付金を受給中の場合 ⇒	失業給付の場合は雇用保険受給資格者証写し、 その他給付金の場合は支給内容が確認できる書類写し
④	年金受給者の場合 ⇒	直近の年金振込(または改定)通知書写し
⑤	事業、不動産等の収入がある場合 ⇒	直近の確定申告書写し ※経費内訳の書類も必要
⑥	父母(義父母)・兄弟姉妹・おじおばで上記②～⑤に該当する場合 ⇒	上記②～⑤の書類に加えて、収入額の記載がある課税証明書写し

※ 課税(非課税)証明書は原則として発行から3か月以内のものとしてください。

【 送金証明 】

被扶養者と別居(同一世帯ではない)の場合は、その被扶養者の主たる生活費を毎月送金している証明として、直近3か月分の送金証明写し(金融機関の送金手続きの控えや、互いの預金通帳の写しなど、送金者・受取者・送金日・送金額が確認できるもの)を添付してください。

4. 留意点

- (1) 上記 2.(3)にもあるとおり、当組合の被扶養者認定基準を満たさない方は被扶養者となることはできません。本来は必要な被扶養者の削除手続きが行われていない事が判明した場合は、削除理由の発生時点に遡及して削除することになります。もし遡及期間に当該被扶養者が保険証を使用していた場合は、当組合が負担した医療費を被保険者に弁済していただくことになります。人間ドックや予防接種に対する補助金を当組合からお支払いしていた場合も同様です。
- (2) 被扶養者と別居の場合は被保険者による生活費の毎月の送金額を確認調書の「備考」に必ず記入してください。送金証明のご提出は不要な場合でも、事実確認のため追って送金証明の提出を求めることがありますのでご注意ください。
- (3) ご自身の被扶養者についての具体的なお問い合わせにつきましては勤務先担当課へ申し出てください。

以上